

1 基本方針

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図り、文化部活動においては、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努め、それぞれの部活動によりバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
- ・学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2 部活動の休養日及び活動時間について

(1) 休養日

- ・平日：1日以上
- ・週休日：1日以上

※ 強化指定部は、休養日を週1日と設定する期間がある場合は、設定できない休養日を他の週に振り替え、年間活動計画に示す。

(2) 活動時間

- ・平日：2時間程度
- ・週休日：3時間程度

※ 強化指定部は、活動時間について、生徒に過度な負担とならないように配慮しつつ若干の延長をすることができる。

(3) 長期休業中の休養日

- ・ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設け、年間活動計画に示す。

(4) その他

- ・定期考査1週間前は活動休止日とする。ただし、大会等が近い場合は許可を得て、活動することができる。
- ・目標とする大会前に特別強化期間として休養日を週1日と設定する場合は、設定できない休養日を他の週に振り替え、年間活動計画に示す。

3 大会参加、県外遠征等について

- ・大会参加、県外遠征、合宿等については、参加許可願いを提出する。

4 年間計画及び活動実績について

- ・顧問は、4月末までに年間の活動計画を作成して提出する。
- ・顧問は、3月末までに活動実績を提出する。

5 強化指定部

- ・強化指定部は部活動運営委員会で指定する。

※上記以外の事項については、山形県教育委員会の方針に則って実施する。

上記方針は2019年4月1日より実施する。

策定期日：2019年3月19日